

第10回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成25年2月22日(金) 13:55~16:10
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、丸子委員
事務局：小西内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省ほか

冒頭、伊達忠一アイヌ政策推進会議座長代理より御挨拶

- 本年1月に菅官房長官からアイヌ政策推進会議の座長代理を拝命いたしました。
アイヌ政策については、私の出身地が北海道であるという縁もあり、地方議会のときから取り組んできたところであり、アイヌ議連にも参画させていただきながら、積極的に応援してきたところです。
平成20年の国会決議以来、アイヌ政策を巡る環境は大きく変わってまいりました。象徴空間の整備をはじめ、道外対策や国民理解の推進などは、政府一体となって迅速に進めていかなければなりません。
政府の重要な政策であるアイヌ政策が後戻りすることなく、アイヌの方々と一緒に語り合いながら、座長代理を務めてまいりたいと思っています。
委員の皆様におかれては、アイヌ政策の更なる推進に御尽力をいただくことをお願い申し上げます。

1 平成25年度アイヌ政策関係政府予算案の状況等について

- 象徴空間の具体化に関する経費については、博物館の整備・運営に関する調査経費が2,400万円、今年度比4.21倍。公園的な土地利用に関する調査経費が1,000万円、今年度比1.25倍。合計3,400万円で、要求額どおりの予算が認められたところであり、更なる具体化に向けて検討を加速してまいりたい。
次に、アイヌ文化の振興、普及啓発に関する経費については、アイヌ文化振興法に基づきアイヌ文化振興財団が行う各種事業に対する補助経費として、合計3億2,900万円、今年度比1.06倍の予算が認められた。新規事業として、「イランカラプテキャンペーン」の推進や、新ひだか地域におけるイオル再生事業の実施などが認められた。このほか、アイヌ語のアーカイブ化に関する調査研究が新規事業として認められた。
北海道アイヌ生活向上予算については、北海道からの要望を踏まえ、関係各省において所要額を計上している。来年度についても、文部科学省における修学の支援、厚生労働省における雇用・生活の安定、農林水産省における農林漁業の振興など、合計5億5,200万円が認められた。
このほか、法務省の人権擁護の啓発に関する予算、あるいは内閣官房の事務経費などが認められた。
以上を合計すると、総額で9億5,400万円、今年度比1.01倍の増額予算となった。国の財政状況は大変厳しく、事業の必要性も含めて厳しいやりとりが行われたが、最終的には今年度比1.01倍の増額が認められた。この政府案が国会で可決成立した後は、速やかに所要の事業を展開することとなる。引き続き各種施策の推進に努力してまいりたい。
また、予算とは直接関係ないが、一つ喜ばしいお知らせが届いているので、あわせて報告させていただきます。
今月7日、経産省の産業構造審議会において、伝産法に基づく伝統的工芸品の新規指定に関する審議が行われ、「二風谷イタ」及び「二風谷アットゥシ」の2品目が、新たに伝統的工芸品の指定を受ける見込みとなった。今後、所定の手続を経て、3月末までをめどに正式な指定がなされる予定と伺っている。北海道ではこの2品目が初の指定品目となる。これにより、アイヌ伝統工芸の継承、人材育成、さらには販路拡大、販売促進に向けて一層の弾みがつくことが期待される。
- アイヌ語のアーカイブ化に関する調査研究事業の概要について伺いたい。
- これは、ユネスコが最も消滅の危機に瀕している言語に指定しているアイヌ語の音声データを収集・分析し、アーカイブ化しようというものである。具体的な内容については、今年度、実際に実施するので、その中で明らかになるかと思うが、詳しくはまた後ほど御説明させていただく。

2 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の進捗状況について

① 奨学金事業の充実・改善に向けた方策について

- 文部科学省から聴取した内容を報告させていただく。

文部科学省では、道外に居住するアイヌの子弟が大学、短期大学等に進学した際、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)による無利子奨学金の貸与を希望する場合には、貸与を受けやすくなるよう、貸与基準を緩和するよう検討している。現行制度では、無利子奨学金については、高校の成績や家庭の収入について一定の基準があるが、道外に居住するアイヌの子弟については、高校の成績基準を緩和する方向で検討している。可能な限り多くの者が利用できるような制度となるよう考えている。

- 施策の対象者の限定について、現時点での検討状況を説明させていただく。

現在、事務的な調査検討を進めているが、課題も多く、具体的な制度設計をお示しできるところまでには至っていないことから、本日は基本的な考え方をお諮りし、この構成で御了解いただけるというのであれば、更なる検討を行った上で、次回以降の部会場で御審議いただきたいと考えている。

目的は、北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた北海道外における具体的施策（文化振興関連施策を除く）の実施に当たり、当該施策の対象者を限定するための簡便な手続を定め、もってアイヌ以外の者を対象者とするのを防ぐこと。

対象者は原則として、アイヌの血を受け継ぎ、アイヌとしてのアイデンティティを有する者、又は当該者と婚姻若しくは養子縁組により同一の生計を営んでいる者で、北海道外に居住している者とする。これは、北海道内における考え方を踏襲しつつ、北海道外に居住する方を対象とするという趣旨である。

対象者であることの証明は、戸籍及び除かれた戸籍（以下「戸籍等」という。）によることを基本とする。戸籍等で証明できない場合の扱いは、別途定める。除かれた戸籍というのは、いわゆる除籍のことである。市区町村役場において取得できる戸籍謄本や除籍謄本を利用しようという趣旨である。

今後の検討課題としては、実施機関の設置及び役割、戸籍等で証明できない場合の確認方法、具体的な事務処理手順などが考えられる。実施機関というのは、対象者から提出された戸籍等の確認などを行う機関であり、この機関にはアイヌの人々や有識者の人々が入ることを想定している。また、北海道アイヌ協会では、会員資格の確認に戸籍を用いていると聞いているが、戸籍等で確認できるのは9割程度であり、それ以外については戸籍等以外の資料を利用しているとのことであるので、同じように戸籍等以外の資料を利用する場合、こういった資料が有効なのかといったことを調査検討している。

- 除籍謄本を取得するにはお金がかかる。この費用についてはどのようにお考えか。

- 御指摘のとおり、戸籍、除籍などの関係資料を入手するには数千円の経費がかかると見込まれるが、現行制度では軽減は難しいと考えている。

- 既存の制度の中で、アイヌに対しては成績要件を緩和するとのことだが、そうではなくて、アイヌ民族の子弟であればどこに住んでいようが受けられるアイヌ独自の奨学金制度を私は望んでいるし、多くのアイヌも多分そうだと思う。

- 文部科学省からは、北海道が実施している北海道アイヌ子弟大学等修学資金貸付制度の対象に、北海道外のアイヌの子弟が北海道内の大学に進学する場合を含めることができないかということも検討したものの、実現には至っていない、と聞いている。できるだけ速やかに実現を図るという観点から、JASSOの制度を使うことを考えていると思われる。

- アイヌの子供たちの手に少しでも早く奨学金が届くようにするためには、現行制度を活用したほうが効率的だということと理解している。それが筋として正しいのかどうかは当然議論のあるところであるが、現状はそういう方向で検討しているようである。

JASSOの奨学金には有利子と無利子があるが、無利子の方でアイヌ民族に対する特別な措置を考えようとしていることは、検討の方向としては評価できるだろう。

- アイヌの子弟の場合、成績要件を多少緩和しても漏れてしまうことがある。全体としての学力の底上げが重要である。

② 生活相談の取組の実施について

- 民生委員等に対する研修の充実や、生活、雇用などに関する諸施策、窓口の周知については、前回の部会で、3月までの予定も含めて報告申し上げており、現在予定どおり進めている。

電話相談体制等の検討状況については、前回の部会で、モデル的な実施も含めて検討する旨を説明させていただいた。その後の状況についてであるが、モデル事業を実施する場合の予算については、平成25年度予算案に、社会福祉に関する調査研究事業などを対象とした補助金として、「社会福祉推進事業費」を計上しており、これを活用して行おうという方針である。手続としては、公募による補助金なので、応募のあった民間団体について、選定委員会での選定を経た上で、実施体制を確保し、広報活動などを行っていく。そして、実施結果の分析評価を行っていくことになろうかと思う。具体的には予算成立後の対応になるが、現在、内閣官房と連携しながら検討を進めている。

最後に、生活館の補助金の一括交付金化について、本年1月に大きな動きがあったので、報告させていただく。1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の中に一括交付金の廃止が盛り込まれた。これにより、一括交付金化による廃止などが検討されていた生活館に対する国庫補助制度は、現状のまま存続することとなった。

③ アイヌの就労を支援する職業訓練の実施、首都圏における交流の場の確保について

- 厚生労働省から聴取した内容を報告させていただく。

これまで厚生労働省では、現行の職業訓練や求職者支援制度等を実施してきているところであり、訓練科目の新設については、求職者や事業主のニーズが大きい状況であれば検討できる旨、説明してきた。このことを踏まえ、内閣官房では、昨年11月に首都圏に居住するアイヌの方々を対象とした説明会を開催した際、要望する職業訓練の内容についてお聞かせいただくよう、お願いしたところ。

このような状況に鑑み、厚生労働省においては、八重洲のアイヌ文化交流センターを利用しているアイヌの方々を中心にアンケート調査を実施することを考えているとのことである。アンケート調査の内容は、例えば、職業訓練科目の設置に関する具体的な求職者のニーズはどのようなものか。パソコンについても、基本的操作や一般的なソフトの使用法にとどまらない、職業訓練としてふさわしい訓練科目の設置が必要か否か。特定の訓練コースへの絞り込みが可能か否か。こういったところを調べようというもの。このアンケートを通じて、アイヌの方々の具体的な職業訓練のニーズを的確に把握して対応することを考えているとのことである。

引き続き、首都圏における交流の場の確保について、事務局から報告申し上げます。首都圏における交流の場の確保については、平成23年11月に、アイヌウタリ連絡会から要望書が出され、内閣官房では、東京23区内にある廃校や遊休施設などを対象に、火気使用や宿泊の可否などについて調査を行った。調査結果については第6回部会で報告させていただいたとおり、結果として望まれる施設を見つけることはできなかったということであった。

その後、内部で検討を進め、昨年11月に首都圏に居住するアイヌの方々を対象とした説明会を開催した際に、東京23区内に新たな施設を整備することは現実的には困難ではあるが、選択肢の一つとして、八重洲のアイヌ文化交流センターを移転して新たに必要な機能を有する施設を借り上げてはどうかという提案をさせていただいた。その上で、予算的な制約もあるので、必要な機能の優先度や立地場所の受容範囲などについて再検討していただきたい旨を説明した。現在、鋭意御検討いただいているものと思うので、当方としては、今後、具体的に話し合いを続けながら要望に沿った施設が確保できるよう調整してまいりたい。

- センターの移転ではなくて、有効的な利用方法、形態というものを考えてはいかがか。

例えば、昔、カムイノミをやろうにも火がないときに、たばこの火を使った事例があり、それで納得されたところもある。どうしても囲炉裏をつくってそこで火を焚かなければいけないという考え方ではなくて、もう少し現代的な考えはできないのかということ。

調理についても、電気でアイヌ料理ができないかといったらできなくはない。問題があるとすれば、舞踊の足音が階下に響くなどといった点がある。それは何か別な方法で解決する、踊りだけ別の会場を借りることもできると思うので、一つの施設にこだわらない、時々状況に応じて利用する場という考え方も必要ではないかと思う。

- センターには調理場がないので料理はできない。火も使えない。踊りの練習にしても、天井が低いから、男踊りの練習は一切できない。何よりも、いかんせん狭すぎるから、物置の隅で遠慮して使わ

せてもらっているというのが現状。

別の場所といっても、アイヌが占有して使える場所であればよいけれども、そのときだけ借りるというのではだめ。なぜ北海道にはアイヌがいつでも自由にできる施設があるにもかかわらず、首都圏に住むアイヌは不十分なセンターだけなのか、そこが一番の不满。カムイノミにしても、正しく伝承していくためには、本来行われるべき、そういう場が必要。

- 確認するが、現在はアイヌ4団体の方々からの具体的要望待ちということか。
- はい。これから話し合いを続けていきたいと思っている。

3 「民族共生の象徴となる空間」に係る検討状況等について

- 昨年の9月以降、北海道内各地域に私自身が赴いて、象徴空間でどういったことをやりたいのか、特に文化伝承活動としてどうあるべきなのかといったことについて説明させていただいている。9月には平取町、12月には白老町、今年2月には網走、八雲で御説明させていただいた。今後は、3月に日高町で説明させていただければと考えている。

説明会での反応については、象徴空間の意義については御理解をいただいている一方で、象徴空間と各地域における文化伝承活動の取組のネットワークをうまく構築していかなければならないということに関する要望、期待が寄せられている。こういった状況を踏まえ、象徴空間の意義について引き続き各地で御説明させていただくとともに、特に、白老と各地域のネットワークの在り方について検討を深めてまいりたいと思っている。

今後の文化伝承活動の考え方については、前回の部会でも説明申し上げたとおり、各地域での文化伝承等の取組をより活性化させていくことを象徴空間の重要な役割の一つに位置づけている。例えば、各地域の人々が象徴空間で学び、それを各地で実践できるような形にできないか。他地域と連携しながら上手に人材育成を進めていけないか。象徴空間がアイヌ文化への関心の入口となり、関心を持った方々が全道各地の様々なアイヌ関係の施設でさらに深く勉強する、各地に誘うような役割を持たせる工夫を考えていきたい。詳細については現在検討しており、次回以降の作業部会で御議論いただけるように準備を進めたい。

昨年7月に定めた象徴空間の基本構想では、今夏を目途に文化伝承等活動の具体的な在り方、取組イメージを取りまとめることとしていた。それらは大きな方向性ということになるので、更に詳細な内容を詰める作業が今後必要になってくる。その段階では、白老のポロトコタンで現在営業している（財）アイヌ民族博物館の協力などをいただきながら、検討を深めていきたい。その際、白老地域のイオル再生事業で実施している担い手育成事業の修了生や、札幌大学のウレシパ・プロジェクトで勉強している大学生の方々など、象徴空間の将来を担う若手アイヌの方々にも参画していただける仕組みを工夫していきたいと考えている。

- 道内の各地域では、自分たちはどうなるのだという懸念が相変わらず強く表明されている。イオル再生事業の今後も含めて、各地域に対する一定のメッセージを早めに出す必要があるのではないかと考えているが、その点について伺いたい。
- 御指摘のとおり、イオル再生事業の今後も含めた、各地域との関係については、なるべく早い段階でメッセージを打ち出して、各地域の皆様方に御安心いただきたい。白老に象徴空間ができることで各地のアイヌ文化の取組が廃れてしまう、それでは本末転倒だと思っている。象徴空間をつくることで白老だけではなくて各地の取組も活性化されるような取組にしなければならないと思っている。
- 担い手育成事業やウレシパ・プロジェクトの修了生、各地出身の若手アイヌ等の参画を得ながら、と言っているけれども、イオルとかウレシパに関わっていないアイヌの子供たちは、そこで働きたくても働けないのではないかと。育成事業、ウレシパ・プロジェクトにアイヌの若者全員が入れるわけではない。
- 12月に白老町でアイヌ協会の青年部の人たちと話をした際には、イオルとかウレシパに関わりがない、担い手にも関わっていない若手がたくさん集まってくれたが、そういった心配の声は出てこなく、むしろ積極的にやりたい、そういう仕組みをどうやってつくってくれるのだという意見が多かった。私からは、やがては若手を集めた会議などを開くことになるだろうから、そういう場でどんどん発言

してほしいといったことを話した。やはり若い方々はわかってきているのだなという意識を持った。

- 内閣官房の担当者が現地に赴いて説明していることは、これまでにない新しい動きで、非常に重要なことだと思う。そういう努力を継続していただく中で、具体的な希望あるいは懸念をくみ取っていただき、それを今後の政策に生かしていただきたい。
- 象徴空間ができて他のところがさびれてしまうのが一番困る。それに対してはしっかりと対策を講じて皆が盛り上がる形にしようというのは、間違いなく正しい方向性だと思うが、対象になっている側がこちらで何を考えているのかあまり理解していないのではないか。彼らの意見がくみ上げられるようなシステムで進めていただきたい。
- 東京で議論していると、それは当たり前、この方向で行くに決まっている、などと思い込みがちだが、その当たり前のことが実は地元には伝わっていない。地元はそこを懸念しているというのが現実だと思う。そのずれが生じないように丁寧に説明をし、意見をくみ取っていくという努力を続けていきたい。
- 博物館の検討を文化庁で進めているが、象徴空間と各地域のネットワークと、博物館のネットワークとの関係性はどうなるのか。
縦割りではなく、情報を共有しながら、全体として絡み合うことで一層の効果を上げることが必要。
- それぞれの項目について、国交省と文科省で各々検討されているが、全てを集約して調整検討するのはこの場になるわけだから、この場で取りこぼしのないように然るべく調整、情報共有していきたいと考えている。
- 各地域への情報提供や懸念のくみ取り等については、内閣官房を中心とする政府の努力はもちろんだが、北海道庁、関係市町村の力も不可欠であるので、情報共有と連携をよろしく願いたい。

4 大学等に保管されているアイヌ人骨について

- 一昨年6月の象徴空間作業部会の報告においては、アイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては各大学等において返還し、遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮すること、集約に際しては地元の理解を得るように努めること、集約した人骨については、アイヌの人々の理解を得ながら研究に寄与することを可能とすること、といった方針が示されたところ。

これを踏まえ、文部科学省において、大学等におけるアイヌ人骨の保管状況を把握するため、昨年末まで全国の大学を対象に調査を実施している。現時点で11大学から保管している旨の回答が寄せられているが、記述内容に統一性がとれていない部分などもあり、現在文部科学省において回答内容を精査中。次回の作業部会において経過を報告できればと考えている。

また、昨年9月に、3名の方が人骨の返還を求めて北海道大学を提訴しており、現在、訴訟係属中となっている。

こういった状況を踏まえて、今後返還・集約に向けて更に具体的な検討をしていくに当たっての基本的な考え方について御議論いただきたいと考えている。

一点目は、人骨の返還・集約を進めるに当たっては、アイヌの人々の意向を最大限尊重するということ。国はアイヌの多数の人々の意に反して、無理に象徴空間へ集約したり研究利用を強行するというつもりでこのプロジェクトを進めているわけではない。人骨問題については、アイヌの方々の中にも多様な意見が存在するように思われる状況があるが、可能な限り多くの方々に御納得いただけるよう、丁寧に説明していく必要があると考えている。

二点目は、アイヌの人々が返還を求める人骨については、象徴空間への集約後も含めて、最大限返還するということ。返還は、十分な情報提供のもと、アイヌの方々からの申請によることが基本になると思っている。手続には十分時間をかけるとともに、象徴空間への集約後であっても、求めがあれば返還に対応できるようにする必要がある。象徴空間への集約後の人骨について、当分の間、返還手続に備えて適切に保管しておく必要がある。

三点目は、返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避けるということ。現在の裁判例によると、遺骨の所有権は本来的には祭祀承継者に帰属することになっている。そうすると、本来の祭祀承継者以外の方々、例えばそのお墓を管理していな

い親族の方あるいは地域のアイヌ関係団体の方々に返還する場合、返還後に祭祀承継者から返還を求められる可能性がある点に注意をしなければならないという趣旨である。また、文化財に一部指定されている副葬品などについては、帰属する地方公共団体との調整を要するものである。論点としては、本来の祭祀承継者以外の方々、例えば地域のアイヌ関係団体に遺骨を返還することについてどう考えるか、ということが挙げられる。

四点目は、遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとするということ。各大学が保管している遺骨に関連する副葬品のうち、個々の遺骨と一対一で対応する、つまり、この遺骨と一緒に納められていた副葬品であることが明らかな場合には、遺骨を返還する場合には共に返還し、遺骨が象徴空間への集約対象となる場合には共に移管するというのが一つ。また、遺骨との対応関係は明らかでないが、掘り出された遺骨と一緒にあった副葬品であることがわかっている場合については、他の遺骨と共に象徴空間に移管して慰霊施設で保管することが基本ではないかと考えている。また、一般的に副葬品とされる事物であっても、各大学が保管している遺骨との関係が明らかでないものについては、これらの手続の対象とはしないということと考えている。

五点目は、各大学等で対応に差異が出ないよう、政府において返還手続に関するガイドラインを作成し、各大学等に御協力いただくということ。

六点目は、返還・集約に先立ち、適切でない保管状況の人骨がもしあれば、その大学等に対して速やかな改善を促すということ。

これらの基本的な考え方を踏まえて、個人が特定できる人骨については、返還手続に関するガイドラインの検討に速やかに着手し、平成25年度のできるだけ早い時期に返還に着手できるように進めていきたいと考えている。個人が特定できない人骨、おそらくはこちらのほうが大半になるかと思われるが、これらについてもできるだけ早期に返還に着手できるよう、集約の在り方についての検討と並行して検討を進めていきたいと考えている。

- 11大学から回答があったとのことだが、大学名はわかるのか。
- 回答内容を精査中のため、この場での個々の大学名の公表は差し控えさせていただくが、以前からアイヌ人骨を保有していると知られている大学に加えて、例えば数体だけ保有しているのではないかと大学が一部追加されたという感じである。
- 氏名はわかるのか。説明では大半はわからないと言われていたが、そう理解してよいのか。
- そういう状況だと伺っている。
- 返還の話が出ているが、氏名がわからないのでは返しようがない。
- 祭祀承継者以外の方、例えば地域のアイヌ団体の方への返還をどう考えるかということに関わるが、例えばある地域から出てきた人骨であることはわかっているが個人が特定できない場合に、その地域に返還するということが適当か。個人が特定できないものは象徴空間に集約するのか。考え方によって帰趨が変わってくる。
- 文化財に認定されている副葬品等については、帰属する地方公共団体と調整するとのことだが、どういった副葬品の話をしているのか。お墓から一緒に出てきたから副葬品というのではないか。
- 例えば男性の墓の場合だと刀剣と一緒に副葬するといった事例があるが、お墓から掘り出されたわけではない刀剣も当然ある。後者については、一般的に副葬品とされる事物であっても、対象とはしないということである。

文化財に認定されている副葬品というのは、実際にお墓から一緒に出てきたものであって、かつ文化財として認定されているものが仮にあったとしたら、それについては文化財関係の手続があり、関係自治体との調整が必要であるという趣旨を注意的に述べたものである。
- 文化財に認定されたものの中に、副葬品と思われるものは、おそらくないのではないか。
- 想定される論点、問題点がある意味網羅的に拾ったということであり、実際これに該当するものがあるのかどうかというのはこれから明らかになってくるということだと思う。

- 遺骨と副葬品が同一で保管されているということは、その記録があるということ。その記録を大学が見落とししているだけで、どこかに発掘当時の記録があるかもしれない。大学側に資料をもう一度チェックしてもらふ必要もあるだろうし、副葬品から家系をたどれる可能性もある。そのあたりをもう少し掘り下げて調べてほしい。

また、ここには大学で保管されている遺骨しか出ていないけれども、大学だけではなくて、どこかの資料館や博物館にもアイヌの遺骨があるかもしれない。

- 遺骨と副葬品の対応関係がわかるものは例外的で、副葬品に何らかの情報がついているものはあまりないように聞いている。
- 非常に多岐な問題を提起されており、大学からの情報が出てきていないのでわからないところが多いが、個々の大学によってかなり状況が違って、それによってこちら側が考えなければいけないことがたくさんあるのだろうと思う。

25年度のできるだけ早い時期に返還するということになる、大学が個別に返還することになる気がするが、それが果たして実際に可能かどうかはかなり難しいと思う。人骨が個別別になっているところはそうたくさんあるわけではないと思うし、まとまった状態のものもあるだろうから、それを個体ごとに分けていけるのかという問題もある。

アイヌの骨だと言われていたものが後に和人のものだとかわかった例もある。そういうことも考えると、かなり長い期間調査しないと、なかなか返還までは辿り着かないと思う。氏名がわかっているものがいくつかあるのでそれは返還しようと先走り、後から問題になるのも心外である。

副葬品については、メモが出てきて、この骨には副葬品があったと書いてあるのだけれども、その副葬品が見つからないというケースはあり得る。最初にしっかりと精査しないと、後で統一がとれなくなると思われる。

- 問題の多くは調査結果が出てこないと議論できないので、今の段階では、論点として提示したことについて御意見を頂戴したい。

人骨の返還について、できるだけ多くのアイヌの方々の御意向に沿ってその取扱いを考えていきたいということでもよろしいかということが一つ。それから、象徴空間に集約することになったとしても、集約後も継続して人骨及び副葬品の返還を継続するというでもよろしいかということ。返還の相手方についても、基本は個人に返還する方向で考えているけれども、その場合の個人というのは現行法制上の祭祀承継者という考え方でよいのか。団体とか地域への返還ということもあり得ると考えるかどうか。そして副葬品については、基本的には遺骨と対応関係の明らかなものについては遺骨と同じ扱いにして、そうではないものについてはお墓から出たものという意味で慰霊の対象として扱うということでもよろしいのかということ。

大学においてまず返還できるものは返還するとしてはいるけれども、個々の大学がそれぞれの考えに応じて返還するというだけでは混乱が生じ、アイヌの方々にとっても不利益が生ずるおそれがあるので、まず国が統一的なガイドラインをつくって、それにしたがって各大学が極力速やかに返還していくということでもよろしいか。それができる体制が整ったことを前提にした上で、25年度の可及的に早い時期から返還し始めるということでもよろしいか。論点はおおよそこういうことなのだろうと思う。

- 団体に返還して果たしてよいのか。これはよくないと思っているけれども、ただ、1,600体もあるものをいつまでも放っておいてよいのか。大きな人権問題だと思う。何もしていないまま5年が経っている。先住民族と認められて5年が経っているが何もできていない。言葉を躍らせても物事はできない。そうではなくて、実際にやることだと思う。何もせずに議論していても始まらない。

- 過去に、北大がアイヌ協会の5支部に返還をした。これは、返還を受ける意向があるかどうか、末永くその地域で慰霊ができるかということ踏まえたものだったが、今思うに、アイヌ協会が御遺族に成り代わっていろいろと対応していたが、協会員以外の遺族、関係者もいる。

当時は、地域、コタンに戻すという発想で、そういう経験もなかったのでよかれと思ったが、コタンなのか遺族なのかということ突き詰めていけば、個人ということにならざるを得ないのではないか。

地元がよいということであれば、むしろ象徴空間に集約していくことが、今後遺恨を残すようなことにならないのではないかと考えている。

- 諸外国の例を見れば、地域や団体に返還するのが原則で、個人に返還するほうが例外というか、ほとんど例を見ないくらいである。団体なり地域に返還することができれば、返還できる御遺骨数もふえるということは確かである。

一方で、地域のアイヌの方々を適正に代表するような組織なり団体をどう構成するのか。アイヌ協会の支部が地域を代表しているといえるか、それなりに地域を代表しているといえるような組織、団体ができたとしても、複数の考え方に基づく競合的請求が出る可能性もある。競合的請求の扱いは非常に難しい。

- 先般、アイヌ協会八雲支部の総会に出席した。八雲支部は過去にもアイヌ碑を建てているが、今回、寄付を募って、再度、大きな地震が来ても大丈夫なような碑を建てた。八雲町の皆さんの理解度がすごいと思ったのは、場所が共同墓地の正面であること。北海道のどこに行ってもそんなところはない。そこに13名のアイヌの名前が刻まれている。

そういったことからいくと、博物館などに保管されているアイヌの人骨についても、国の責任で調査して、懇ろに帛っていただきたい。そういった感情は、民族を問わない。お盆になったら墓参りに行くのと同じこと。早急にできるところから進めていただきたいと思う。

- 現実問題として、かつてあったように、アイヌ協会の支部が大学等に返還を要求することが今後もあり得るだろうか。もしそういうことがあった場合には、その支部が果たして遺骨の返還を受ける適格を有するかどうかを考えなければいけないことになるわけで、おそらく個人以外の返還対象者を考える場合の具体的論点の第一はそれではないかという気がする。

- 今までそういう議論をしたことがなく、そういう支部があるかどうかは何とも言えないが、支部として受けるか受けないかは微妙な話である。重大な話になってくる。

- 現在、協会として、そういう動きがあるとは認識しておられないということか。

- 遺族に成り代わってという形にはなっていない。地域の代表としてその地域を包含しているかといった、先ほど述べられていたことにつながっていく話で、結論を導き出すことはなかなか難しい。

- 北大や札幌医大についてはほぼ問題なく整理が進んでいると思うが、他の大学はどうか。適切に保管されているかどうかわからないのだとすれば、北大と札幌医大以外の人骨を当面どこかに集約するという方向も考えるべきではないかと思う。

- 11大学あるというのは知らなかったが、北大、札幌医大のほか5つの大学に関しては、基本的には適切に保管されていると考えている。

- 御指摘のような問題があり得るので、象徴空間ができるまで若干時間がかかるとすれば、その間は大学において改善を図るということは要望せざるを得ない。結論としては、こういう改善を促すということによろしいかと思う。

まとめると、原則としてアイヌの方々の御意向を踏まえて進めていく。象徴空間への集約後であっても返還すべきものは返還するという体制をつくる。返還に当たっては、個人を原則とせざるを得ないけれども、集団については、なお検討する可能性がないわけではない。実際どうなるかという問題はあろうが、今の段階でその可能性を封ざるべきではないだろう。

副葬品については、基本的に御遺骨との対応関係の有無で取扱いを決めていく。そして何より重要な返還については、まず政府のほうでガイドラインを早急に作成し、それに基づいて大学において返還手続に入る。そして、現時点で個人が特定されていない御遺骨の取扱いについては、早急に法的な問題等を詰めながら、結論を導いていく。

ただ、これらは、以前からある程度議論にはなっていたことでもあって、実務的な検討が我々の期待していたほどのスピードで進んでいないという印象があるといわざるをえない。

- 今後発掘される人骨の取扱いについては、どのようにお考えか。

- その点については、逆に御意見をお伺いできればと思うのだが、一つの考え方としては、文化財保護法等の現行規定で適切に処理していただくということ。もう一つには、アイヌの遺骨である以上は、すべからず象徴空間に集約すべきだという議論もあり得るかと思う。現時点でどちらが目指すべき望

ましい方向なのか、結論が出ているわけではない。

- 現実的可能性を持った問題ではあるが、おそらくここですぐに議論できる問題ではないと思う。ただ、重要な問題には違いないので、宿題として残させていただく。
- 基本的にアイヌの人骨であれば全て象徴空間に持っていくというのは、すっきりする一つの考え方だと思う。ただ、返還作業が当然出てくるわけだから、骨をきちんと扱える人がそこにいなければならない。博物館の機能と関わる問題だが、人骨を適切に管理できる技術を持つ人間を配置し、返還に関する調査もそこですするというシステムをつくるのがよいと思う。
- 今回のことに関連して論点の確認をさせていただくと、集約後の御遺骨のあり方については、土にあったものはできるだけ速やかに土にお返しすべきだという御意見もあるが、こういった返還の可能性を残しておくためには返還できる状態にしておく必要があるのでは、直ちに土にお返しするわけにはいかないということを御了解いただきたいということ。
それから、返還するというのであれば、専門的な取扱いが必要なもので、研究とは別の意味でも、専門家が必要であるという御指摘かと思う。
- おっしゃるとおり、象徴空間では、返還のためにいろいろな調査研究をする人が絶対に必要。
- この問題については、次回の部会で文部科学省から報告があると思うので、その場でまた御意見をいただきたい。

5 国民理解を促進するための活動（戦略的広報）の進捗状況について

- 最近の話題を御紹介させていただく。
網走の流氷まつりにおいて、「カムイチカプの予言」という創作話に基づく雪像がつくられた。
大学入試センター試験の日本史の問題に、アイヌの歴史に関連する問が出題された。これは学校教育の中で、アイヌの歴史や文化がこれまで以上に重視されつつあることを示す象徴的な例だと思う。
アイヌフォーラム北海道2013というイベントが1月に北海道で開かれ、アイヌの人形劇、イオン北海道での取組状況、ウレシパ・プロジェクトの取組事例、財団法人アイヌ民族博物館のステージなどが紹介された。知事が来場されて、イランカラプテと御挨拶されたとのことである。
さっぽろの雪まつりの会場において、イランカラプテアイヌミュージックコンサートと題したアイヌアートプロジェクトによる演奏、また札幌の地下歩行空間の中にもアイヌ文化交流コーナーを設けて、伝統文化体験、シャッターサービス、工芸などの催しが行われ、外国人の観光客の方も多く訪れたとのことである。
北海道立近代美術館では、2月2日からアイヌの工芸品展が開催されており、大変好評を博しているとのことである。また、新千歳空港の国際線ターミナルの連絡通路に、外国人観光客などをイランカラプテでお迎えするフラッグを掲示している。
こうしたアイヌ文化関係の取組が最近特に注目されていることを受けて、北海道画廊が、“すすきの”のラフィラという百貨店で開いている彫刻展でイランカラプテを使っていたり、同百貨店の館内アナウンスにイランカラプテを採用していただくなどの取組が広がっている。
2月11日にはNHKの番組で阿寒湖が取り上げられ、アイヌコタンでの木彫のアクセサリ販売やユックオハウの試食などが紹介されたとのことである。また、3月4日と11日には、NHK教育テレビの国語番組でアイヌ神謡集が取り上げられるとのことである。
「イランカラプテキャンペーン」の内容については、これまでも何度か御説明させていただいているが、平成25年度の早期に官民が連携してキャンペーンを開始できるような形で一生懸命準備を進めている。今年6月には最初の盛り上がりをつくり出せるような形で準備してまいりたい。
いろいろな場面でアイヌ文化、アイヌの取組が取り上げられることが多くなってきており、こうした取組が引き続き促進されるように働きかけていきたい。

- 非常にありがたい。本当に空気が変わってきている。

6 全国のアイヌ人口の調査について

- これまで議論がなかった新しいテーマについて御意見を伺いたいという趣旨で論点等を提示させていただく。

問題意識としては、今後アイヌ政策を、特に全国で展開していくことになる、基礎的な情報として、全国のアイヌ人口をある程度正確に把握する必要があるのではないかと考えている。特に北海道外のアイヌの方々については、各地に分散して居住しており、全国民を対象とするような調査をかけなければ、その人数を推計することも難しいのではないかと考えている。

本日御議論いただければと考えていることの一点目は、統計調査のような機会を捉えて、各個人に対してアイヌであるかどうかを尋ねることがよろしいことなのだろうかということ。

肯定的に考えると、アイヌが先住民族として認められた以上は、諸外国と同様に、先住民族の人口を公式に調査すべきであろうと思う。また、アイヌであることを誇りを持って表明できる時代が来たとすれば、それを示す象徴的な意義もあるかと思われる。

一方で、アイヌであることを周囲の人に明かしていない方々が未だ存在するというのも認識しており、時期尚早なのかもしれない、といった考え方もあるかと思われる。

二点目は、アイヌの調査上の定義をどうするか、ということ。通常、統計調査となると客観的なデータなどについて質問することになるかと思うが、アイヌかどうかという点になると、アイヌの血を受け継いでいるというだけではなくて、本人の主観的な認識が大変重要になってくると思う。そうした場合に、本人の主観的な認識を基本として問うていくということでのよいのかどうか。

本日、また場合によっては次回以降の部会でも御議論いただき、調査すべきという結論であれば、政府部内の中でこういった形で実現できるかということを検討していきたい。

- 調査には大賛成である。2007年には国連決議、2008年には国会決議があつて、アイヌの歴史を踏まえた上で政策を更に推進するとなつたけれども、まだまだ国民の理解は進んでいないと思う。こういう調査は、北欧三国やアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、台湾では既に実施されているので、日本もぜひ行うべきである。
- 北海道外アイヌの生活実態調査と同じ機縁法で行うのか、あるいは国勢調査にそういう質問項目を入れることができるのか、そういった問題を解決しないと難しいと思うが、実施することについて、私は反対ではない。
- 国民全員を対象とした調査は基本的には国勢調査だけなので、国勢調査でそういった問を設けられるかどうかという議論になってくるかと思う。機縁法では、アイヌの方々全てに届くのは難しいと思う。
- 調査結果については、今後、国において政策を進めていく上で、これだけ多くのアイヌの人々がいるのだからニーズが高いのだという形で活用されることが想定できるけれども、逆の結果が出る可能性もないではない。
諸外国でこのような調査を行うときには、民族関係の団体や組織がかなり努力をして、回答すべき方々ができるだけ多く、きちんと回答するように汗を流していると聞いているが、そういったことも考える必要があるのではないか。
- 全国調査はおそらく国勢調査しかないと思うが、これは議論の余地が非常に大きい問題だと思う。次回以降も議論すべき。
- この問題については継続して検討したい。

その他

- 先日、文部科学大臣にお会いした。大臣は、あしなが育英会の会報でこうおっしゃっていた。教育を議論している場面ではない、できるものはすぐやれ。一人一人の豊かさは教育から生まれる。教育が国を豊かにする。経済的貧困は繰り返しの貧困を生む。日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である、と。私からは、象徴空間、幼児期からの教育、無年金者の問題、法律のことなどについてお願いさせていただいた。
- 次回は、4月頃の開催を予定している。詳細は別途調整の上、連絡させていただく。

(以上)